

「カンボジア王国の司法アクセスの状況に関する調査研究報告書」の紹介

国際協力部教官

辻 保 彦

カンボジア王国（以下「カンボジア」という。）では、当部及びJICAによる法整備支援活動の下、民法、民事訴訟法及びその他の民事関連法令の起草作業が続けられ、2006年には民事訴訟法が成立し、2007年には民法が成立した。民事訴訟法は2007年に適用となり、民法についても、しばらく適用が見送られていたものの、2011年12月には適用となった。加えて、2013年1月に不動産登記共同省令が発令されたことにより、一連の民事関連法令の起草作業も一段落した。そのようにして、カンボジアの民事分野の基本的な法制度は一応完成し、法の支配の確立に向けて一応の形は整ったといえる。今後は、それらの法制度を使いこなせるだけの法解釈・法運用能力を備えた法律専門家を育てる人材育成支援や、一般国民に対する普及支援をどのようにしていくかが課題である。そして、そのような支援をより効率的で実効的なものとするためには、カンボジアの民事裁判実務、裁判外の紛争解決手続の現状や、法曹養成制度の実状など、広い意味での司法アクセスの状況について、詳細な情報を得ておく必要がある。

そこで、当部では、開発法学・法整備支援論の分野の第一人者で、カンボジア民法作成部会のメンバーである慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）教授の松尾弘氏に対し、「カンボジアの司法アクセスの状況」というテーマで調査研究を依頼したものである。

松尾教授は、複数回にわたり現地に足を運び、ヒアリングを中心とした地道な調査を行った。その結果、本調査研究には、市井の文献やウェブサイトからは入手困難な、実務的で具体的な情報が満載されている。また、開発法学・法整備支援論の専門家としての松尾教授の所見も加えられており、学術的な価値も高い内容となっている。